

白山市議会議員章規程

平成17年3月16日

議会告示第4号

(目的)

第1条 白山市議会議員は、その身分を表示するため、全国市議会議長会制定の全国市議会共通議員章をはい用するものとする。

(はい用)

第2条 議員章は、胸辺の見やすいところにはい用するものとする。

(議員章の交付)

第3条 議員章は、任期中1個を交付する。

2 議員章を紛失又は破損のため再交付を要するときは、その実費を徴収する。

(議員章の取扱い)

第4条 議員章は、これを他人に貸与してはならない。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。